

令和元年 10月1日

水道料金及び水道利用加入金にかかる 消費税率が変わります

消費税法等の一部改正に伴い、令和元年10月1日以降にご使用の水道料金に転嫁される消費税が従来の8%から10%に変わります。

なお、家の新築等で新規に水道を引き込む際に必要な「水道利用加入金」についても、水道料金と同様に消費税が改定となります。



Q 消費税っていつから変わるの？

A 令和元年10月1日以降のご使用分から新税率(10%)が適用となります。
 なお、令和元年10月1日以前から継続して水道をご利用の皆さまは、経過措置として令和元年10月1日以後の初めての検針(請求)分は旧税率(8%)が適用されます。新税率(10%)の適用は、その次の検針(請求)分からとなります。

Q どのくらい上がるの？

A 現在の消費税率が8%、改正後の新税率が10%ですので、2%分が増額となります。

一例として、使用水量が20立方メートルの場合は、次のとおりとなります。

【使用水量が20m³の場合(2か月)】

水道料金 (旧税率：8%)			➔	水道料金 (新税率：10%)		
口径 13mm	口径 20mm	口径 25mm		口径 13mm	口径 20mm	口径 25mm
2,678 円 (198 円)	3,585 円 (265 円)	4,989 円 (369 円)		2,728 円 (248 円)	3,652 円 (332 円)	5,082 円 (462 円)

※金額は税込みです。()内の金額は消費税等相当額です。